

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

おおがたれんきゆうちゆう こうつうじ こほうし 大型連休中の交通事故防止について（お願い）

れいねん おおがたれんきゆうちゆう こうつうりよう ふ じこはつせい たか
例年、大型連休中は交通量が増え、事故発生リスクが高まります。
せいと こうつうじ こ ひがいしや かがいしや か き ないよう かなら まも
生徒のみなさんは、交通事故の被害者にも加害者にもならないため、下記の内容を必ず守って
ください。

かてい
ご家庭におかれましても、下記のことにご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、
こうつうあんぜん こうつうほうき じゆんしゆ かくだん しどう ねが
交通安全・交通法規を遵守するよう、格段のご指導をお願いいたします。

記

1 あんぜんほこう 安全歩行について

- （1）車道への急な飛び出しはしないこと。
- （2）交差点では必ず一時停止し、左右確認を徹底して横断すること。
- （3）信号のある交差点では信号に従い、さらに安全を確認して横断すること。またその際、歩行者は手をあげるなどしてドライバーに横断の意思を示すよう努めること。
- （4）道路(歩道を含む)において、キックボード、スケートボード、またはこれらに類する行為をしないこと。

2 じてんしや 自転車について

- （1）じてんしやあんぜんりよう ごそく まも
自転車安全利用五則を守ること。

- | | | | | |
|----------------------------|-------------------------|-------------|-----------|------------|
| 1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先 | 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 | 3 夜間はライトを点灯 | 4 飲酒運転は禁止 | 5 ヘルメットを着用 |
|----------------------------|-------------------------|-------------|-----------|------------|

- （2）事故発生時の重症化リスクの軽減に効果的であることから、ヘルメットの着用を努めること。なお、改正道路交通法に基づき、「全ての自転車利用者に対する乗用車ヘルメット着用の努力義務化」が定められています。
- （3）かささし運転や、携帯電話・イヤホンを使用しながらの「ながら運転」をしないこと。法令により罰せられる場合がある。
- （4）自転車利用者が加害者となる場合もあることを理解し、責任ある走行を心がけること。
- （5）その他、自転車に乗るときは、特に下記の点に注意すること。
 - ① 悪天候の時は、乗らないこと。
 - ② 交差点での事故が多発していることから、信号の有無に関わらず、横断前は確実な一時停止及び安全確認を行うこと。

- ③ スピードを出しすぎないこと。特に、坂道では十分減速して走行すること。
- ④ 自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないよう十分な車間距離を確保すること。
- ⑤ 夕暮れ時及び夜間は、必ずライトを点灯して走行すること。
- ⑥ 県条例により、自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されたため、必ず保険に加入すること。

3 原付バイクの運転について

- (1) 制限速度オーバーや脇見運転、無謀運転をしないなど、交通ルールやマナーを遵守すること。また、横断歩道は歩行者優先を遵守すること。
- (2) 気象条件の変化等に伴う路面状況の変化に配慮した運転を心がけること。また、交差点に進入する際は、十分に減速し、対向右折車や歩行者等周囲の安全確認を確実に行うこと。
- (3) 運転時には、可能な限りフルフェイス型のヘルメットを使用し、正しく着用すること。

4 自動車の運転について

「自動車学校への通校」「自動車免許の取得」は、3年生の夏休みから許可する。それ以前の通校・免許取得は厳禁する。

5 保護者、ご家族等の自動車に同乗するとき

自動車同乗時の事故が多く発生していることから、全座席でシートベルトを正しく着用すること。また、その重要性について、保護者・ご家族の皆様もご理解いただき、生徒の着用にご協力をお願いいたします。

6 事故に遭ったとき（目撃した場合もこれに準ずる）

- (1) 軽微な事故であっても、速やかに警察署に通報すること。（事故直後に「大丈夫です」と言ってその場を去り、その後、痛み等の症状が出る事案が発生している）
自分で通報できない場合は、相手又は周囲の人に連絡してもらおう。
- (2) 相手の氏名・住所・連絡先を必ず記録すること。
- (3) 事故現場で警察官による事情聴取や救急隊員から手当を受ける場合は、指示に従うこと。
- (4) 事故に遭った時は、けがの有無に関わらず、必ず医師の診断を受けること。（後で症状が出てくる事案が発生している）
- (5) ひき逃げ事故に遭遇した場合は、可能な限り車両の特徴（色、車種、ナンバー等）を覚えておくこと。

7 夜光反射材の活用

夜間に外出する際は、運転手が発見しやすいように明るい色の服装を着用するとともに、傘やカバン、靴等に夜光反射材を活用すること。

8 事故に遭った場合には、警察や消防とともに必ず、学校に連絡すること。

けんりつむらまつこうとうがっこう 県立村松高等学校	TEL 0250(58)6003
-------------------------------------	-------------------------